

船橋市入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨にのっとり、本市の入札及び契約手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、船橋市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市が発注した建設工事（以下「工事」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 本市が発注した工事のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 船橋市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理要領に基づく再苦情処理を行うこと。

(委員)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員3人で組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再選を妨げない。
- 3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の開催場所、日時及び会議に付すべき事件を、あらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、年2回開催する。
- 6 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ

開催する。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

2 委任を受けた委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第7条 委員会は、第2条第1号又は第2号に掲げる事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表する。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、市長から再苦情の申立てについて審議の依頼があったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(再苦情申立ての却下)

第9条 前条第1項に規定する場合において、再苦情の申立期間を徒過し、または明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、委員会は、当該申立てを却下する。

2 前項の規定による却下は、申立てのあった日から起算して7日（船橋市の休日を定める条例（平成元年船橋市条例第12号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(公務災害補償)

第12条 委員の職務上（通勤途上を含む。）生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の例による。

(委員会の庶務)

第13条 委員会の庶務は、契約を主管する課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年8月27日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日に委員に委嘱された者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。